

2017年10月18日

Japan tax alert

EY税理士法人

英国政府、新関税法制定に向けた白書を発表 企業等関係者との対話の継続を表明

EY税理士法人アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

概要

2017年10月9日の下院におけるメイ首相のスピーチを受けて、英国政府は、英国のEU離脱に関する通商白書及び関税白書を発表しました。

英国は、EUを離脱することでEU共通の関税法が適用されなくなることから、英国独自の新たな関税制度を確立することが求められます。これに向けた新関税法の原案は、今秋の終わりには議会に提出されることとなります。また、英国がEUから離脱することで、欧州司法裁判所 (Court of Justice of European Union) は英国の関税、VAT、物品税に関して裁判権を失うこととなります。

関税白書によれば、離脱を決定した国民投票以降、英政府は国際取引に関わる250以上の企業、港湾関係者その他の組織と会談しており、それら関係者との対話は、効果的な政策の策定及び関税手続きが企業に与える影響をより深く理解するうえで有益であるとしています。

今後さらに意見を聴取していく点

同白書では、今後も企業を初めとした関係者との対話を継続していくとしています。そのため、意見の送付先としてメールアドレス(CustomsStakeholders@hmtreasury.gsi.gov.uk)を設置し、具体的に以下のような分野について意見を聴取したいとしています。

オペレーション上の影響について

- ▶ 企業がEUサプライチェーンに組み込まれている場合、英国関税体制が独立することでオペレーション上どのような影響を及ぼすか。現在の部品調達や貿易活動の変更を考慮する必要があるか。
- ▶ 現在提案されている2つのアプローチ：基本的に英国が独立した関税率及び制度を有するものの、1.高度に円滑化された通関手続きを導入する；2.EUとの新たな独自の関税パートナーシップを構築すること*に対応するため、どの程度の時間を要するか。

*詳細は、2017年8月24日付 Japan tax alert、「[英国、EU離脱後の関税措置を提案](#)」を参照ください。

国境手続について

- ▶ 円滑な貿易取引を継続するため、英政府はどのようなベストプラクティスを参照すべきか。
- ▶ 交通・貿易を円滑にするため、どのようなテクノロジーを導入すべきか。
- ▶ 運送関係者、港湾関係者等はどうのように貿易の円滑化に貢献できるか。

通関業者等の利用について

- ▶ 企業はどのような場合に通関業者等を利用し、その判断は、EU取引又は非EU取引かで異なるか。
- ▶ 通関業者等に依存せず、自社内で、関税法コンプライアンス対応が可能か。
- ▶ 通関業者等によって白書で提案された変更により、どのような機会、あるいはリスクが想定されるか。

コストについて

- ▶ 今回の白書に示された変更が実施された場合、コストは増大するか、また、どのように増大を抑えることができるか。
- ▶ 新たな関税体制の下で予期されるコストを把握するため、外部の専門家を利用するか。また、変更に対応するため、増員、新たなITシステムの導入といった一時的な投資を検討するか。

企業に求められる対応

このように、英政府は新関税法制定にあたり、可能な限り企業等利害関係者の声を反映する姿勢をみせています。英国のEU離脱によって、自らのビジネスに影響を受ける可能性のある企業は、懸念点について積極的に意見を表明していき、自社にとってより望ましい体制の構築が実現されることを目指すべきと考えられます。

また、英国政府による白書が発表されたことにより、新関税法についての一定の指針が示されたといえ、企業としては想定される変更の内容を踏まえて、自社の具体的な対応についてできるだけ早期に検討を始めることが望ましいといえます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	+81 3 3506 2678	yoichi.ohira@jp.ey.com
原岡 由美	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 1262	yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20171018

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp